

○総務省告示第五百六十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項及び第四十五条の三の二第五号の規定に基づき、搜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

一 空中線電力の許容偏差は、（一）三デシベル以内であること。

二 メッセージの送信は、次のとおりとする。

1 メッセージの送信周波数は、一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzとし、いずれかの周波数から送信を開始し、交互に周波数を切り替えて送信するものであること。

2 一のメッセージの送信時間は、七五分の二秒とし、二秒の送信休止時間後に次のメッセージの送信を開始するものであること。

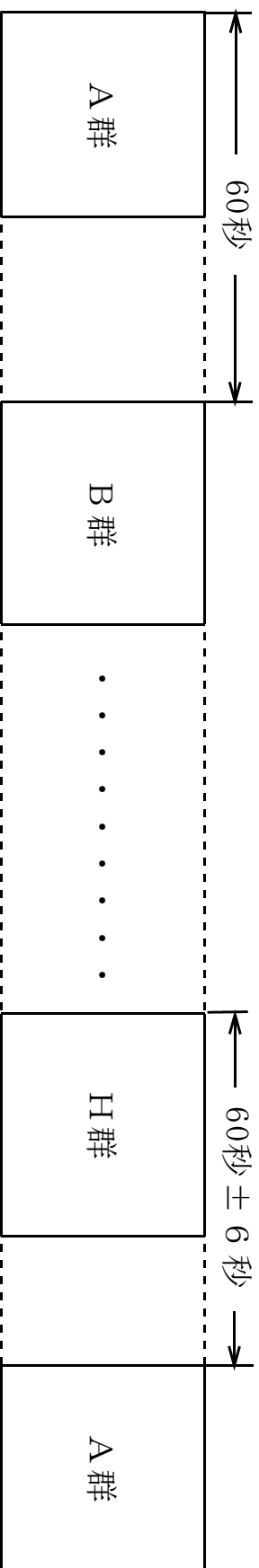
3 船舶が遭難していることを示すメッセージは、八のメッセージを一の群とし、かつ、A群からH群までの八の群を別図1に示す順序で送信するものであること。

4 前号に掲げる各群におけるメッセージの送信順序及びメッセージ番号は、別図2に示すものであること。

5 試験における航行状態のコード番号は、「15」とし、メッセージの送信順序及びメッセージ番号は、別図3に示すものであること。

三 二秒以上送信が続いた場合、一時的に送信を停止する機能を有すること。

別図1 群の送信順序



注1 送信は、A群から開始するものとする。

- 2 各群（H群を除く。）の送信間隔は、60秒とする。
- 3 H群の送信間隔は、54秒以上66秒以下とする。

別図2 遭難していることを示すメッセージの送信順序及びメッセージ番号

- 1 A群及びE群

a

c

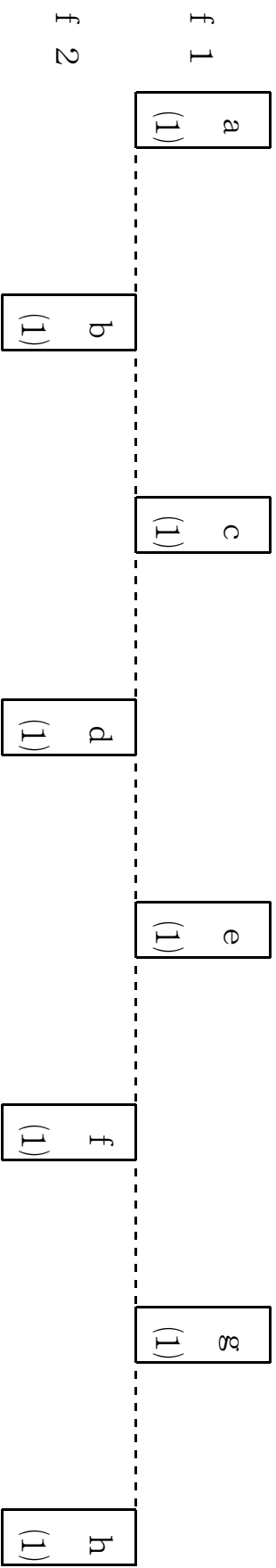
e

g



注 括弧内の数字は、ITU-R勧告（国際電気通信連合無線通信部門の勧告をいう。以下同じ。）M. 1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

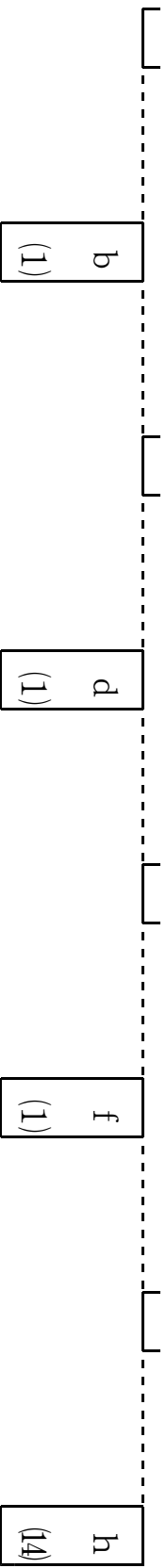
2 1以外の群



注 括弧内の数字は、ITU-R勧告M. 1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

別図 3 試験におけるメッセージの送信順序及びメッセージ番号





f 2 注 括弧内の数字は、ITU-R 勧告 M. 1371 に規定するメッセージ番号を表すものとする。